

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構 (JANPIA)
第 18 回理事会 (決議省略) 議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

●第 1 号議案 第 6 回評議員会の目的事項についての決議省略 (書面決議) の件

<提案理由>

評議員会の目的である事項の決定は、理事会規則第 16 条に定める決議すべき事項である。

2019 年 11 月 27 日付けで決議があったものとみなされた、第 17 回理事会の第 2 号議案「評議員会の日時および場所並びに開催の目的である事項の件」において、第 5 回評議員会の目的事項とした「理事の選任の件」について、第 5 回評議員会においてその決議がされなかったため、第 6 回評議員会においてその決議を行うこととする。

当機構の役員を選任に際しては、内閣総理大臣の認可を受ける必要があり、かかる認可を受けるための申請を速やかに行うため、第 6 回評議員会について、「決議の省略」により行うこととする。

<評議員会開催案>

【開催の目的】

- ・第 1 号議案 理事の選任の件
理事の候補者を岡田太造氏とする。

【開催方法】

- ・「決議の省略」による

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事の氏名

理事長 (代表理事) 二宮 雅也

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

2019 年 12 月 12 日 (木)

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事長 (代表理事) 二宮 雅也

2019年12月10日(火)、理事 二宮雅也が理事および監事の全員に対し、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を電磁的記録によって発送した。当該理事会の決議の目的である事項につき、2019年12月12日(木)中に、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監事の全員から電磁的記録により異議を述べない旨の確認書の提出を受けたので、当機構定款第44条および理事会規則第10条に定める「決議の省略」の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上の通り、理事会の決議があったものとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

2019年12月12日

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

理 事 長 二 宮 雅 也